

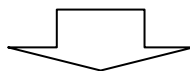
見直しにあたっての課題と論点

1. 「第1 上肢の障害」、「第2 下肢の障害」における上（下）肢の3大関節に係る機能障害について

- 両上（下）肢それぞれの3大関節に係る機能障害の判定は、1級の規定はあるが、2級と3級の規定はない。

	一上（下）肢	両上（下）肢
1級	/	○ (日常生活における動作)
2級	○ (関節の動く範囲や筋力の状態)	×
3級	○ (関節の動く範囲や筋力の状態)	×

- また、判定方法については、1級は「日常生活における動作による判定方法」となっているが、それ以外（2級及び3級）は「関節の動く範囲や筋力の状態による判定方法」となっている。

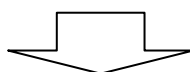


各障害等級における両上（下）肢の3大関節に係る機能障害の判定方法を、「関節の動く範囲や筋力の状態」とともに「日常生活における動作」も考慮した判定方法に変更した内容が妥当であるか。

2. 「第7節／肢体の障害」における障害の区分けについて

「第7節／肢体の障害」は、「上肢の障害」、「下肢の障害」、「体幹・脊柱の機能の障害」、「肢体の機能の障害」の4つに区分されているが、

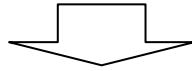
- 一上（下）肢の機能障害については、「上（下）肢の障害」および「肢体の機能の障害」の二とおりの判断基準が存在している。
- 両上（下）肢の機能障害については、「上（下）肢の障害」に規定がないため「肢体の機能の障害」を類推適用している。



二とおりの判断基準、類推適用を解消するため、それぞれの区分に整理する考え方が妥当であるか。

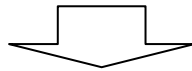
3. 関節可動域の測定方法と評価について

- (1) 関節可動域の表示並びに測定について、一定の方法（原則として他動運動による）を示しているものの、細目は自動運動により関節可動域を評価する表記となっている。



これまで自動運動により関節可動域を測定していたが、他動運動による方法に変更した場合、評価（関節可動域の制限）は現行のままでよいか。

- (2) 関節可動域の評価は、各関節の最も主要な運動を重視し、他の運動については参考とするとあるが、何が主要な運動なのか定義されていない。



各関節の主要な運動を定義したが、その内容は妥当であるか。